新城市都市計画総括図

東三河都市計画区域
新城長篠準都市計画区域

総括図

縮尺1／20,000

都市計画区域名：
東三河都市計画区域

市町村名：新城市

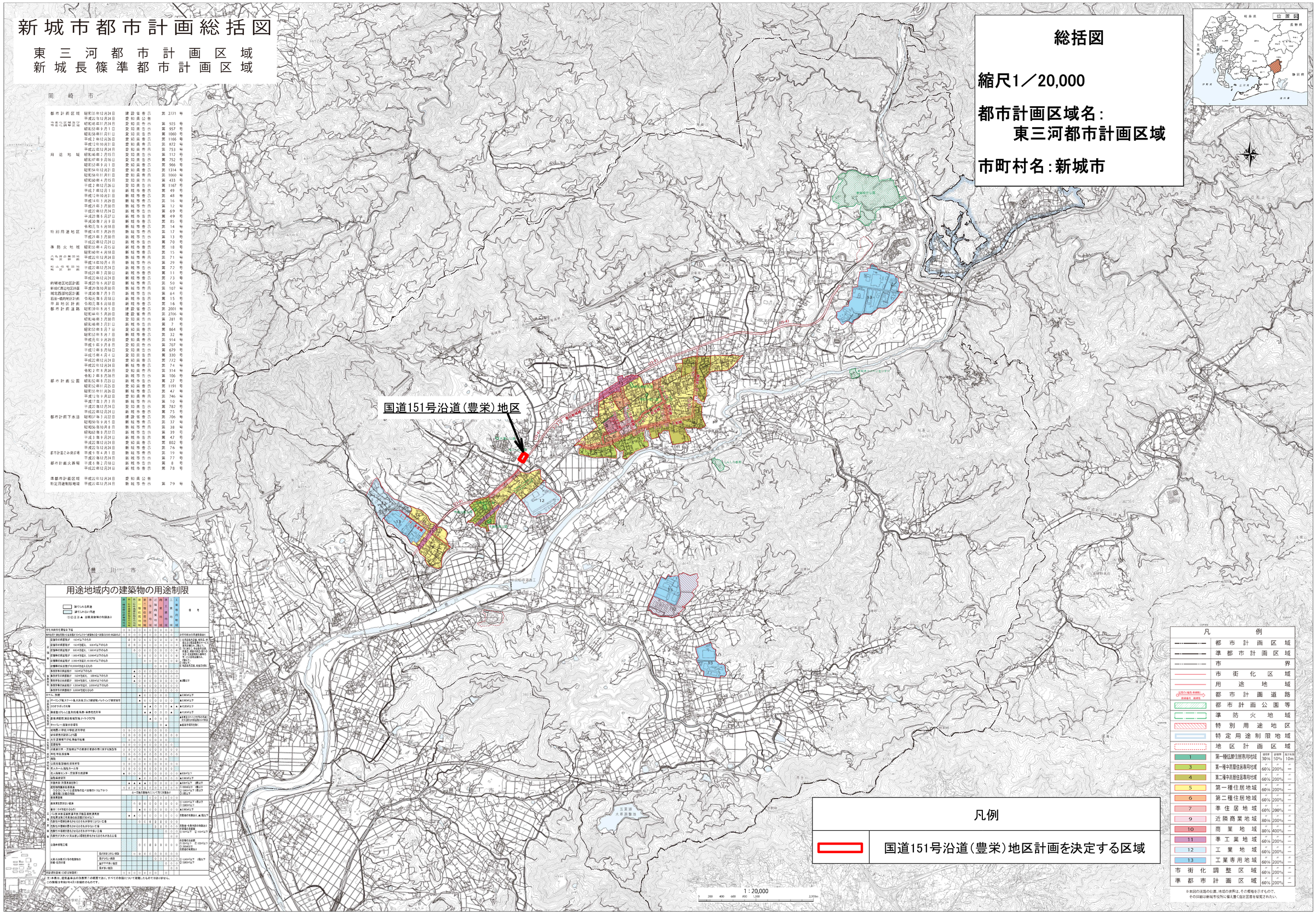

都市計画区域	昭和35年12月24日	建設省告示	第2771号
	平成22年12月24日	愛知県公告	
市街化区域及び市街化調整区域	昭和45年11月24日	愛知県告示	第925号
	昭和53年9月1日	愛知県告示	第957号
	昭和58年11月1日	愛知県告示	第1060号
	平成2年12月26日	愛知県告示	第1166号
	平成12年10月31日	愛知県告示	第872号
	平成22年12月24日	愛知県告示	第753号
用途地域	昭和46年2月15日	愛知県告示	第112号
	昭和47年9月16日	愛知県告示	第752号
	昭和53年9月1日	愛知県告示	第966号
	昭和54年12月21日	愛知県告示	第1314号
	昭和58年11月11日	愛知県告示	第1060号
	昭和60年4月15日	愛知県告示	第433号
	平成2年12月26日	愛知県告示	第1167号
	平成7年12月1日	新城市告示	第49号
	平成12年10月31日	新城市告示	第48号
	平成14年3月29日	新城市告示	第16号
	平成21年3月30日	新城市告示	第12号
	平成22年12月24日	新城市告示	第69号
	平成23年6月27日	新城市告示	第49号
	平成30年7月9日	新城市告示	第85号
	令和元年6月18日	新城市告示	第14号
特別用途地区	平成14年7月29日	新城市告示	第17号
	平成21年3月30日	新城市告示	第13号
	平成22年12月24日	新城市告示	第70号
準防火地域	昭和55年4月15日	新城市告示	第18号
	昭和60年4月18日	新城市告示	第15号
八名井地区等地区計画	平成22年12月24日	新城市告示	第71号
	平成14年10月4日	新城市告示	第29号
松山地区等地区計画	平成22年12月24日	新城市告示	第72号
	平成21年3月30日	新城市告示	第11号
	平成22年12月24日	新城市告示	第73号
的場地区地区計画	平成23年6月27日	新城市告示	第50号
新城広岡辺地区計画	平成29年10月30日	新城市告示	第107号
城北西部地区計画	平成30年7月9日	新城市告示	第64号
石田・嶋岡地区計画	令和元年6月18日	新城市告示	第15号
平井地区計画	令和元年6月18日	新城市告示	第16号
都市計画道路	昭和39年8月5日	建設省告示	第2001号
	昭和44年5月20日	建設省告示	第2706号
	昭和48年3月30日	愛知県告示	第281号
	昭和49年2月1日	新城市告示	第7号
	昭和53年8月7日	愛知県告示	第864号
	昭和53年8月7日	新城市告示	第32号
	平成元年9月29日	愛知県告示	第914号
	平成9年9月8日	愛知県告示	第707号
	平成12年8月18日	愛知県告示	第679号
	平成15年4月4日	愛知県告示	第330号
	平成22年12月24日	愛知県告示	第772号
	平成22年12月24日	新城市告示	第74号
	令和2年8月28日	愛知県告示	第314号
	令和2年8月28日	新城市告示	第106号
都市計画公園	昭和52年8月23日	新城市告示	第27号
	昭和52年11月25日	愛知県告示	第1191号
	昭和55年11月26日	新城市告示	第47号
	平成12年9月22日	愛知県告示	第746号
	平成17年2月15日	新城市告示	第10号
	平成22年12月24日	愛知県告示	第782号
	平成22年12月24日	新城市告示	第75号
都市計画下水道	昭和51年3月30日	建設省告示	第706号
	昭和50年9月5日	新城市告示	第37号
	昭和56年10月8日	新城市告示	第38号
	昭和60年8月20日	新城市告示	第39号
	平成3年9月24日	新城市告示	第47号
	平成22年12月24日	愛知県告示	第802号
	平成22年12月24日	新城市告示	第76号
都市計画ごみ焼却場	平成9年4月1日	新城市告示	第19号
都市計画火葬場	平成22年12月24日	新城市告示	第77号
	平成6年2月18日	新城市告示	第8号
	平成22年12月24日	新城市告示	第78号
準都市計画区域	平成22年12月24日	愛知県公告	
特定用途制限地域	平成22年12月24日	新城市告示	第79号

用途地域内の建築物の用途制限

建てられる用途
建てられない用途
○:之に ▲: 法規、条例等の制限あり

建築物の用途	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅 兼用住宅 寄宿舎 下宿													
専用住宅 (居住専用のみを除く)(ただし1フロア-建築物に延べ床面積の2/3を超えるもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必ず住戸部分の用途制限あり
店舗等の床面積が 150m²以下のもの		2	3	○	○	○	○	○	○	○	4	○	2:日用品販売店舗、喫茶店、理髮店、美容院、クリーニング店、床面積の合計が150m²以内の事務所兼住宅に限る。
店舗等の床面積が 150m²を超え、500m²以下のもの		3		○	○	○	○	○	○	○	4	○	3:2に加え、物品販売店舗、飲食店、理髮店、美容院、クリーニング店、床面積の合計が150m²を超える事務所兼住宅に限る。
店舗等の床面積が 500m²を超え、1,500m²以下のもの			3	○	○	○	○	○	○	○	4	○	4:3に加え、物品販売店舗、飲食店、店舗、事務所、床面積の合計が1,500m²以内の事務所兼住宅に限る。
店舗等の床面積が 1,500m²を超え、3,000m²以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	4	○	
店舗等の床面積が 3,000m²を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が 150m²以下のもの		▲	○	○	○	○	○	○	○	○			
事務所等の床面積が 150m²を超え、500m²以下のもの		▲	○	○	○	○	○	○	○	○			
事務所等の床面積が 500m²を超え、1,500m²以下のもの		▲	○	○	○	○	○	○	○	○		▲:機械7	
事務所等の床面積が 1,500m²を超え、3,000m²以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○			
事務所等の床面積が 3,000m²を超えるもの			○	○	○	○	○	○	○	○			
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○			▲:3000m²以下	
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○			▲:3000m²以下	
カラオケボックス等					▲	○	○	○	○	▲		▲:3000m²以下	
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券売場等					▲	▲	○	○	○	▲		▲:3000m²以下	
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等						▲	○	○	○			▲:客席200m²以下の店舗、3階以上の用途部分の禁止	
キャバレー、個室付浴場等							○	○	▲			▲:観業所等を除く	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○					
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	○	○	○	○	○	○				
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
店舗、事務所、一定規模以下の劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
公衆浴場、浴場(個室浴を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
ボウリング場、スポーツ施設等	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○			▲:600m²以下	
自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲:3000m²以下	
単独車庫(附属車庫を除く)	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲:600m²以下	
建築物附属自動車車庫 (1)~(5)までに掲げる建築物の用途に供する部分の合計が次のいずれかを超える建築物の附属	▲:2	▲:2	▲:2	▲:3	▲:3	○	○	○	○	○	○	▲:300m²以下 (1)~(3)に掲げる建築物の用途に供する部分の合計が1,500m²以下 (4)(5)に掲げる建築物の用途に供する部分の合計が300m²以下 (1)~(3)に掲げる建築物の用途に供する部分の合計が3,000m²以下 (4)(5)に掲げる建築物の用途に供する部分の合計が600m²以下	
倉庫業倉庫													
倉庫業を営まない倉庫				○	▲	○	○	○	○	○	○	▲:1,500m²以下 (1)~(3)に掲げる建築物の用途に供する部分の合計が1,500m²以下	
畜舎(15m²を超えるもの)				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲:3000m²以下	
パン屋、米穀店類、菓子屋、洋服店、美容院、調剤薬局													
自転車置場を営む車庫の占有面積150m²以下		▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲:建築物の延べ床面積の1/2を超えないもの	
自動車修理工場で作業場の床面積が50m²以下のもの						○	○	○	○	○	○		
自動車修理工場で作業場の床面積が150m²以下のもの							2	2	○	○	○	2:原動機・作業内容の制限あり	
自動車修理工場で作業場の床面積が150m²を超えるもの									○	○	○	3:50m²以下 4:150m²以下	
自動車で営まれる火を使用しない原動機を使用する作業のみを営む工場									○	○	○		
公害を伴わない工場									○	○	○	作業場の床面積 (1):50m²以下 (2):150m²以下 (3):300m²以下 (原動機の制限あり)	
火薬類、石油類又は可燃性ガスを貯蔵し、消費する量が非常に少ない工場	量が非常に少ない倉庫												
火薬類、石油類又は可燃性ガスを貯蔵し、消費する量が少ない工場	量が少ない倉庫									○	○	(1):1,000m²以下 (2):1,500m²以下	
火薬類、石油類又は可燃性ガスを貯蔵し、消費する量が多い工場	量が多い倉庫									○	○		
危険物の貯蔵・処理の量	量が多い倉庫									○	○		
自然環境保護(心部は除外)	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

注1:本表は、建築基準法の別表第二の規定であり、すべての制限について規定したものではありません。
この規定は令和2年4月1日現在のものです。

凡例

	国道151号沿道（豊栄）地区計画を決定する区域

凡例

	都市計画区域		
	準都市計画区域		
	市界		
	市街化区域		
	用途地域		
区間の場所 車線数 路線番号 路線名	都市計画道路		
	都市計画公園等		
	準防火地域		
	特別用途地区		
	特定用途制限地域		
	地区計画区域		
1	第一種低層住居専用地域	建蔽率 30%	容積率 50% 高さ制限 10m
3	第一種中高層住居専用地域	〃 60%	〃 200% 〃 —
4	第二種中高層住居専用地域	〃 60%	〃 200% 〃 —
5	第一種住居地域	〃 60%	〃 200% 〃 —
6	第二種住居地域	〃 60%	〃 200% 〃 —
7	準住居地域	〃 60%	〃 200% 〃 —
9	近隣商業地域	〃 80%	〃 200% 〃 —
10	商業地域	〃 80%	〃 400% 〃 —
11	準工業地域	〃 60%	〃 200% 〃 —
12	工業地域	〃 60%	〃 200% 〃 —
13	工業専用地域	〃 60%	〃 200% 〃 —
市街化調整区域		〃 60%	〃 200% 〃 —
準都市計画区域		〃 60%	〃 200% 〃 —

※本図の区域の位置、地域の境界は、その概略を示すもので、その詳細は新城市役所に備え置く指定図書を閲覧されたい。

（愛知県新城市）

「この地図は、東三河広域連合長の承認を得て、同連合発行の都市計画基本図を使用して作成したものである。（承認番号）２９東三都(総)第１－１６号」

「この地図の作成に当たっては、豊橋市の承認を得て、同市発行の1/10,000の地形図を使用した。（３０都第３１６号）」

「この地図は、浜松市長の承認を得て、同市発行の地形図を複製したものである。（承認番号　浜都計第１２６号）」